

別紙9 基礎額算定林分の選定方法等

1 基礎額算定林分の選定

(1) 選定方法

区画（指定通知第1の2（2）の区画をいう。以下同じ。）を林分内容及び搬出条件の2つの因子でグループ分けし、その中で伐採方法ごとに偏りがないよう基礎額算定林分を選定する。具体的な選定方法は、以下のア及びイのとおり。

ア 一つの区画に一つの伐区を設定する場合

公募時点で樹木の採取が可能な林齢となっている区画の中から、既存の森林調査簿データ等を活用して偏りのないような方法で選定する。

以下の（ア）から（オ）までに標準例を示すが、各項目（林分条件及び搬出条件のそれぞれで3項目以上を設定すること。）及び評価に関する数値については、地域の状況を踏まえ、森林管理局長が定める。

（ア）林分内容の項目設定

森林調査簿データ等を活用して数値化すること。なお、樹種が混在する場合は、必ず項目として樹種構成を含める。

（イ）搬出条件の項目設定

森林調査簿データ（林道からの距離、傾斜等）、図面その他のデータ（基本図による地形の複雑さ、道と作業地との間の河川等障害の有無等）を活用して数値化する。

（ウ）各区画の分類

伐採方法ごとに、林分内容をX軸、搬出条件をY軸とする平面に樹木採取区となる各区画をプロットし、それぞれの平均以上及び平均以下で4分類する。

（エ）基礎額算定林分の選定

それぞれの分類の中庸な箇所を1箇所以上、基礎額算定林分として選定すること。したがって、基礎額算定林分は最低でも4×伐採方法別の数（一つの伐採方法で区画が4に満たない場合はその数）だけ選定する。

（オ）基礎額算定林分の追加

伐採方法ごとの、基礎額算定林分の面積の合計が、樹木採取区の採取可能面積の5％に満たない場合は、5％以上となるまで、中位の分類（林分状況が平均以上で搬出条件が平均未満又は林分状況が平均未満で搬出条件が平均以上）から区画を追加する。

なお、基礎額算定林分の選定は上記のように行うが、その結果、明らかな偏りが生じている場合は、森林管理局長の判断により、新たな区画を基礎額算定林分として追加する。

イ 一つの区画に複数の伐区を設定する場合

（ア）基礎額算定林分の選定

公募に当たって、森林管理局長は伐区を想定し（以下森林管理局長が想定した伐区を「想定伐区」という。）、当該伐区のうち公募時点で樹木の採取が可能な林齢と

なっているものの中から基礎額算定林分を選ぶことができることとする。想定伐区は、当該地域で通常行われている伐採搬出方法で、採取の基準等に適合するよう樹木を採取する場合に想定される伐区として、図面上に明示する。

この場合、採取可能面積の算定に当たっては、想定伐区的面積を一つの区画面積とみなすこととする。なお、面積の計測はGIS等により行う。

一つの区画の中に複数の想定伐区を設定した場合、個々の想定伐区の林分内容については、森林調査簿データに加えて衛星画像等により想定伐区ごとの樹種構成等を判定し、これにより数値化して、アの（ウ）及び（エ）と同様に、基礎額算定林分を選定することとする。なお、この場合においても、基礎額算定林分の合計面積は、当該樹木採取区の採取可能面積の5%以上とする。

（イ）採取時の伐区の設定

樹木採取権者は、樹木の採取に当たって、森林管理局長の示した想定伐区に縛られず、樹木を採取する際の伐区の設定については、採取の基準等に適合するよう伐区を設定することができる。

（2）基礎額算定林分の収穫調査

基礎額算定林分の収穫調査については、別紙15「樹木採取権運用協定書（案）」の別紙5の第1により行う。現地の表示に当たっては、事後的に基礎額算定林分であることが分かり、通常の収穫調査での区域標示と区別できるよう、スプレー塗料又はテープの色を変える等の方法により表示を行う基礎額算定林分をそのまま伐区とすることも可とする。

また、基礎額算定林分の林況写真等は別紙10「基礎額算定林分を選定過程、箇所及び収穫調査結果等」の3のとおり。

（3）基礎額の算定

基礎額の算定は、基礎額算定林分について、別紙15「樹木採取権運用協定書（案）」の別紙5の第2の樹木料評定額の算出方法により行う。

この場合、基礎額算定林分を、その時点で単独で採取することを前提にせず、通常想定される各区画並びに想定伐区を採取する順番及び組合せを考慮し、基礎額算定林分の採取に当たって作設されていると想定される作業道、同時に採取される区画等を前提に算定する。

また、樹木の採取、搬出及び運搬に係る林業機械の回送費、共通して利用する搬出路に係る経費などの固定経費（本通知において「生産固定経費」という。）については、当該基礎額算定林分と近接する区画を伐区とし、基礎額算定林分と当該伐区について、樹木の採取、搬出及び運搬における生産固定経費が共通するものとみなし、別紙15「樹木採取権運用協定書（案）」の別紙5の第2の4に準じて按分して算定する。

(4) 基礎額算定林分の選定過程等の公表

基礎額算定林分の選定過程については別紙 10「基礎額算定林分の選定過程、箇所及び収穫調査結果等」、基礎額算定時に想定した既設作業道、生産固定経費を共通とみなす伐区等については別紙 4「公募時現況図面」及び別紙 10「基礎額算定林分の選定過程、箇所及び収穫調査結果等」のとおり。